

# 新型インフルエンザへの対応について

新型インフルエンザが都内で確認されました。市民の皆さんには、手洗いうがい等の予防の徹底をお願いします。

海外渡航歴及び感染患者との濃厚接触歴にかかわらず38度以上の発熱や咳があり不安な方は、直接医療機関を受診しないで、必ず事前に保健所等に設置されている発熱相談センターに電話をし、受診先について相談してください。

## ■東京都発熱相談センター

【西多摩保健所】☎0428・22・6141【受付時間】平日・休日とも午前9時～午後9時

※夜間(午後9時～翌日午前9時)は、都庁☎03・5320・4509へ。

### ◆予防のために(通常のインフルエンザと同じです。◆

- ①正しい手洗いうがいを励行する。
- ②せきやくしゃみのあるときは、ハンカチやティッシュなどで口をふさぐ、マスクの着用をする。
- ③人ごみや不要不急の外出を避ける。
- ④抵抗力を高めるために、栄養と休養を十分にとる。

市でも情報収集に努め随時提供していきますが、市民の皆さんにおかれましては、情報に留意され冷静な対応をお願いします。

問合せ保健センター☎552・0061

## 7月の女性悩みごと相談 〜羽村市との共同事業〜

日時・場所 福生市 8日(水)・22日(水)午前9時～午後1時、市役所1階第1相談室

羽村市 1日(水)・15日(水)・29日(水)午後1時30分～4時30分、羽村市役所東庁舎1階福祉事務所内相談室

※福生市・羽村市在住の女性の方でしたら、どちらの市へ申し込まれてもかまいません。予約制で先着3人

①「戦傷病者等の妻に対する特別給付金」第二十三回  
②「戦没者等の妻に対する

まで。

申込み相談日の1か月前から福生市広報広聴係☎551・1568、羽村市市民相談係☎555・1111へ。

戦傷病者・戦没者等の妻の皆さんへ

次の給付金の請求を受け付けています。

①「戦傷病者等の妻に対する特別給付金」第二十三回  
②「戦没者等の妻に対する

特別給付金」第二十二回は号、第十七回を号、第十回つ号、第四回な号

請求方法 9月30日(水)までにお住まいの区市町村援護担当課窓口へ。

※期限を過ぎると特別給付金を受ける権利が消滅しますのでご注意ください。

問合せ社会福祉課庶務・福祉計画担当☎551・1735

東京都福祉保健局生活福祉部計画課☎03・5320・4077

## ご利用ください

### 乳幼児ショートステイ

保護者の方が病気、出産、看護、冠婚葬祭、心身のリフレッシュ等でお子さんを家庭で一時的に養育できないとき、市が委託する施設で短期間お預かりします。



対象市内に居住する生後3か月から小学校就学前の乳幼児

利用期間 1回につき原則として7日以内

利用料 宿泊保育4,000円(1日)、日中保育3,000円(11時間未満)

利用施設 社会福祉法人東京恵明学園(青梅市友田町2-17-14-1 ※福生駅から車で約13分、小作駅西口からバスで菅生高校行き恵明学園下車)☎0428・230241

申込み 印鑑を持参のうえ、子ども応援館1階子ども家庭支援センター☎539・2555または市役所1階子育て支援係☎551・1737へ

55 または市役所1階子育て支援係☎551・1737へ

表1 私立幼稚園就園奨励費補助金

平成21年度世帯の市民税所得割額 生活保護世帯 非課税	補助限度額(年額)		
	第1子	第2子	第3子以降
所得割が非課税	153,500円	224,000円 (168,000円)	294,000円 (294,000円)
所得割額34,500円以下	88,400円	192,000円 (110,000円)	294,000円 (294,000円)
所得割額183,000円以下	62,200円	179,000円 (87,000円)	294,000円 (294,000円)

※補助限度額について、同一世帯に小学1～3年生の兄・姉がいる場合は、その子を第1子とみなし、通園の園児を第2子・第3子とし、( )内の金額を適用します。

3月に振込み)

補助金額表1参照(年1回、

## ◆マル乳医療証・マル子医療証のお知らせ

### マル乳医療証・マル子医療証の現況届が省略になりました

一部の方を除き、児童手当を受給されている方、所得・加入年金などが公簿等で確認できる方は、マル乳・マル子医療証の現況届(更新の手続き)が省略となり、対象年齢の間は市が毎年、更新の確認をすることになりました。

継続認定された方には、10月1日から有効の医療証を9月下旬ごろにお送りします。

※現況届が必要となる方には用紙を送付しますので、必要書類を確認のうえ、期限までに提出してください。

### 10月から市内にお住まいのすべての児童が医療費助成を受けられます

10月1日から医療費助成制度の保護者の所得制限限度額がなくなり、中学3年生までのすべての児童が医療費助成を受けられることになりました。新たに医療費助成の申請が必要となる保護者の方には、5月下旬ごろにご案内の通知をお送りしました。内容を確認のうえ、期限までに申請手続きをしてください。

提出期間 6月1日(月)～30日(火)(土曜日の正午～午後1時と日曜日を除く。)

※窓口での受付は混雑が予想されますので、郵送での提出にご協力ください。

### ◆児童手当・児童育成手当の現況届の提出をお願いします

5月下旬に児童手当・児童育成手当の受給者の方に現況届の用紙をお送りしました。内容を確認のうえ、期限までに提出してください。

窓口での受付期間 6月1日(月)～13日(土)(土曜日の正午～午後1時と日曜日を除く。)

郵送による提出期間 6月1日(月)～30日(火)

※窓口での受付は混雑が予想されますので、郵送での提出にご協力ください。

### ◆振込みのお知らせ

児童手当・児童育成手当を6月10日(水)ごろに振り込みます。

問合せ 子育て支援課子育て支援係☎551・1737

表2 私立幼稚園児保護者補助金

平成21年度世帯の市民税所得割額 生活保護世帯 非課税	補助金額(月額)	
	第1子	第2子以降
所得割が非課税	9,600円	9,600円
所得割額34,500円以下	7,900円	9,000円
所得割額183,000円以下	6,900円	8,400円
所得割額216,700円以下	5,800円	3,400円
所得割額216,700円超	3,400円	3,400円

平成21年度からの変更点 ①月額単価100円増 ②同一世帯に小学1～3年生の兄・姉がいる場合は、その子を第1子とみなし、通園の園児を第2子とします。

係☎551・1780

問合せ 子ども育成課保育

## 児童館で遊ぼう6月(その1)

### ●● 田園児童館☎552・3133 ●●

◆よちよちすくすくひろば「あめのうたあそびをしよう」9日(火)午前10時～正午  
対象 0,1歳児と保護者 ※保健師来館

◆親子であそぼう「絵を描いてあそぼう」16日(火)午前10時30分～11時30分  
対象 1歳6か月以上の幼児と保護者  
持ち物 うわばき ※汚れてもよい服装で来てください。

### ●● 武蔵野台児童館☎553・8822 ●●

◆遊具開放デー4日(木)午前10時30分～正午  
対象 1歳6か月以上の幼児と保護者  
持ち物 うわばき ※大型遊具で自由に遊べます。体操、おはなしもあります。時間内で自由に遊びに来てください。

◆のびのびひろば9日(火)午前10時～正午  
対象 0,1歳児と保護者 ※お母さん同士の

交流の場です。体操や手遊びもあります。時間内で自由に遊びに来てください。

◆幼児の楽しいリトミック♪16日(火)午前10時30分～11時30分  
対象 2歳以上の幼児と保護者  
持ち物 うわばき ※当日直接来てください。

### ●● 熊川児童館☎539・1515 ●●

◆ママといっしょ「みんな仲良しお友達」8日(月)午前10時30分～11時30分  
対象 2歳以上の幼児と保護者  
持ち物 タオル、汚れてもよい服装

◆こぐまひろば「こぐまさんのおんがくあそび」9日(火)午前10時～正午  
対象 0,1歳児と保護者  
持ち物 タオル、着替え、水筒

◆くまさんひろば「てるてるぼうずをつくろう」16日(火)午前10時30分～11時30分  
対象 1歳6か月以上の幼児と保護者  
持ち物 うわばき、タオル、着替え

